

第 66 回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催日時 2021年6月25日（金曜日） 午前10時
受付開始 午前9時30分

開催場所 東京都中央区日本橋本町三丁目11番11号
東テックグループ本社10階
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議 案 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金支給の件
第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件

新型コロナウイルス感染症に対する株主の皆さまの安全確保及び感染症拡大防止のために、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

東テック株式会社

ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

第66回定時株主総会を6月25日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び第66期の事業の概況につき、ご説明申しあげますので、ご覧くださいますようお願い申しあげます。

2021年6月

代表取締役社長 **長尾 克己**



目次

第66回定時株主総会招集ご通知	2	事業報告	
株主総会参考書類		企業集団の現況	15
第1号議案 剰余金処分の件	5	会社の現況	24
第2号議案 取締役8名選任の件	6	連結計算書類	35
第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金支給の件…	13	計算書類	38
第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件	14	監査報告	41

株主各位

証券コード 9960

2021年6月7日

東京都中央区日本橋本町三丁目11番11号

東テク株式会社

代表取締役社長 長尾 克己

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

【新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応とお願い】

- ・株主様の安全確保のためにも、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、体温測定や消毒液の使用、マスクの着用につきましてご協力いただく場合があります。また、体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけのうえ、ご入場をお控えいただく場合やご退出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。

記

1 日 時	2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	東京都中央区日本橋本町三丁目11番11号 東テクグループ本社10階 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第66期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算 書類監査結果報告の件 2. 第66期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金支給の件 第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件
4 議決権の行使等についてのご案内	4 頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。 ※新型コロナウイルス感染症に対する株主様の安全確保及び感染症拡大防止のために、 可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産・懇親会のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 1. 連結計算書類の連結注記表
 2. 計算書類の個別注記表

当社ウェブサイト (<https://www.totech.co.jp/>)

議決権行使等についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）



日時 2021年6月25日（金曜日）午前10時

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
（下記の行使期限までに到着するようにご返送ください）



期限 2021年6月24日（木曜日）午後5時30分まで

議決権行使書のご記入方法

議決権行使書 株主番号 0000000000 議決権行使数 0000000000 株主番号 0000000000 議決権行使数 0000000000 株主番号 0000000000 議決権行使数 0000000000

東テク株式会社 御中
当社は、2021年6月25日開催の定時第66回株主総会（議決権行使書を送付する各議案につき、右記（賛否を○印で表す）のとおりに賛否を行使します。

2021年6月 日

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
賛否表示欄	○	○	○	○

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示がなかったものとして取り扱います。

東テク株式会社

見本

株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずそのまま会場受付にご提出ください。

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

号案	第2号案	第3号案
賛	○	○
賛	○	○
賛	○	○
賛	○	○

（下の候補）
（者を除く）

第2号議案について

全員賛成の場合 → 賛 に○印

全員反対の場合 → 否 に○印

一部候補者に反対の場合 → 賛 に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄に記入

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- 配当財産の種類

金銭

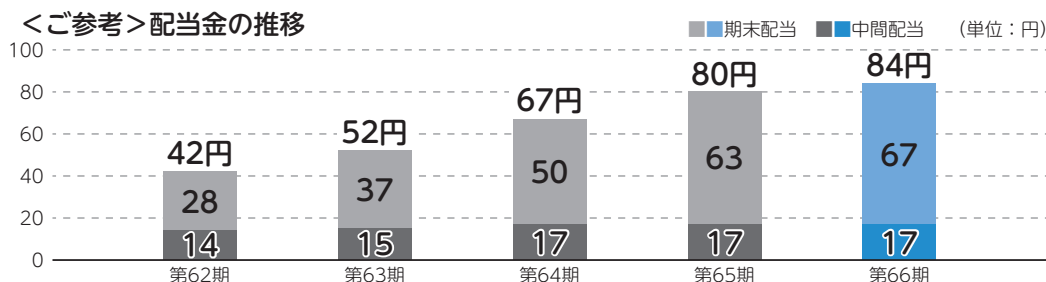
- 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 67円

配当総額 916,287,042円

- 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日



2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

- 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,000,000,000円

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の地位及び担当等	属 性
1	くさの 草野 ともゆき 和幸	代表取締役会長	再任
2	ながお 長尾 かつみ 克己	代表取締役社長	再任
3	かねこ 金子 きよたか 清貴	常務執行役員 営業本部長 兼グループ経営戦略室長	新任
4	こやま 小山 かおる 馨	取締役 常務執行役員 計装事業統括部長	再任
5	くわの 桑野 かずひろ 和博	常務執行役員 空調事業統括部長 兼東京空調事業部長	新任
6	さいとう 斎藤 せいけん 政賢	社外取締役	再任 社外 独立
7	かみお 神尾 だいち 大地	社外取締役 神尾綜合法律事務所 所長	再任 社外 独立
8	うさみ 宇佐美 あつこ 敦子	税理士法人山田＆パートナーズ 代表社員	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

くさ の とも ゆき
草 野 和 幸 (1932年5月19日生)

所有する当社の株式数…………… 392,068株

取締役会出席状況…………… 14/14回

再 任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1955年 7 月 当社設立
1958年 1 月 当社取締役
1965年 5 月 当社常務取締役
1972年 6 月 当社専務取締役

1980年 6 月 当社代表取締役副社長
1982年 5 月 当社代表取締役社長
2006年 6 月 当社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

当社社長・会長として長年にわたり経営全般に携わり、経営者としての豊富な経験と実績を有しているほか、幅広い人脈や高い見識を有しており、引き続き当社における経営判断、監督の遂行及び当社グループの統括を期待し、取締役候補者とするものです。

候補者番号

2

なが お かつ み
長 尾 克 己 (1953年1月12日生)

所有する当社の株式数…………… 10,000株

取締役会出席状況…………… 14/14回

再 任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1982年 5 月 当社入社 水戸出張所所長
1991年 4 月 当社本店空調 1 部次長
1994年 4 月 当社本店空調 1 部部長
2002年 4 月 当社執行役員本社営業開発部長

2003年 6 月 当社取締役本社営業開発部長兼本店長
2004年 4 月 当社取締役東日本営業統括本部長兼本店長
2006年 6 月 当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

2006年から代表取締役社長を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。幅広い人脈や高い見識、強いリーダーシップを活かして当社グループの企業価値向上に貢献しているほか、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するために適任であると判断し、取締役候補者とするものです。

候補者番号

3

かね こ きよ たか
金子 清貴

(1964年4月24日生)

所有する当社の株式数…………… 100株

取締役会出席状況…………… -回

新任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1988年4月	株式会社東芝入社	2016年4月	同社事業開発センター総合エンジニアリング部部長
2011年1月	東芝アジア・パンフィック社出向 (シンガポール)	2018年7月	アイ・ビー・テクノス株式会社入社 執行役員営業本部長
2013年10月	株式会社東芝コミュニティソリューション 事業部グローバルソリューション技術部部長	2019年4月	同社代表取締役社長
		2021年4月	当社入社 常務執行役員営業本部長 兼グループ経営戦略室長(現任)

取締役候補者とした理由

ビルオートメーションシステムや省エネソリューション等の分野において長年にわたり国内外で活躍し、豊富な業務経験を有しております。当社グループ会社アイ・ビー・テクノス株式会社の代表取締役社長を務め、現在は当社の営業本部長兼グループ経営戦略室長として、当社グループの事業推進に貢献しております。事業会社における豊富な業務経験と経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有していることから取締役候補者とするものです。

候補者番号

4

こ やま かおる
小山 馨

(1955年2月27日生)

所有する当社の株式数…………… 43,963株

取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1978年4月	当社入社	2016年7月	当社上席執行役員大阪支店長
2001年4月	当社大阪支店TAシステム営業部長	2018年4月	当社上席執行役員計装事業統括部長
2007年4月	当社大阪支店TAシステム統括部長	2018年6月	当社取締役計装事業統括部長
2010年4月	当社大阪支店長	2019年4月	当社取締役常務執行役員計装事業統括部長 (現任)
2014年4月	当社執行役員大阪支店長		

取締役候補者とした理由

2010年から2018年まで大阪支店長を務め、現在は計装事業統括部長として当社計装事業部門を総括しており、責任者として優れた経営管理能力で牽引しております。当社における豊富な業務経験と、経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、取締役候補者とするものです。

候補者番号

5

桑野 和博 (1958年5月6日生)

所有する当社の株式数…………… 100株
取締役会出席状況…………… -回

新任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1979年 4 月	当社入社	2016年 4 月	当社執行役員九州支店長
2004年 4 月	当社新潟支店支店次長	2019年 4 月	当社常務執行役員東京空調事業部長
2010年 4 月	当社本店空調統括部副統括部長	2020年 4 月	当社常務執行役員空調事業統括部長 兼東京空調事業部長（現任）
2011年 4 月	当社東北支店長		
2015年 4 月	当社執行役員本店長		

取締役候補者とした理由

新潟支店、東北支店、本店、九州支店と重要拠点の長を歴任し、長年にわたり拠点経営に従事しております。現在は空調事業統括部長として当社空調事業部門を統括しており、責任者として優れた経営管理能力で牽引しております。当社における豊富な業務経験と、経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有していることから取締役候補者とするものです。

候補者番号

6

斎藤 政賢 (1952年9月15日生)

所有する当社の株式数…………… 6,100株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

社外

独立

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1978年 4 月	東京建物株式会社入社	2011年 6 月	東京ビルサービス株式会社代表取締役社長
2000年 1 月	同社開発企画部長	2013年 6 月	東京不動産管理株式会社代表取締役社長
2002年 1 月	同社住宅事業第一部長	2016年 6 月	当社社外取締役（現任）
2005年 3 月	同社取締役住宅情報開発部長	2020年 1 月	東京建物株式会社顧問
2007年 3 月	同社常務取締役		

社外取締役候補者とした理由

総合不動産会社及びビルメンテナンス業を営む複数の事業会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社経営に関する助言・監督等を行なっております。引き続きこれらの経験及び見識を活かし、当社の経営について取締役の職務執行に対する監督・助言等いただくこと及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与・監督等いただくことを期待し、社外取締役候補者とするものです。

候補者番号

7

かみ お だい ち
神 尾 大 地 (1980年2月10日生)

所有する当社の株式数…………… 3,900株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再 任

社 外

独 立

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

2009年12月 弁護士登録
2010年 1月 野村総合法律事務所入所
2013年 6月 当社社外監査役
2015年 6月 当社社外取締役（現任）
2016年 5月 神尾総合法律事務所所長（現任）

社外取締役候補者とした理由

過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての法務関連分野における高度な専門的知識に基づき、当社の経営に関する適切な提言をいただいております。引き続き専門的な観点から当社の経営について取締役の職務執行に対する監督・助言等いただくこと及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与・監督等いただくことを期待し、社外取締役候補者とするものです。

候補者番号

8

う さ み あつ こ
宇 佐 美 敦 子 (1960年3月9日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
取締役会出席状況…………… -回

新 任

社 外

独 立

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1996年 9月 山田&パートナーズ会計事務所入所
（現 税理士法人山田&パートナーズ）
2007年 7月 国税不服審判所国税審判官
2013年 1月 税理士法人山田&パートナーズ社員
2019年 1月 同税理士法人代表社員（現任）

社外取締役候補者とした理由

税理士法人の代表社員として、また国税不服審判所等行政での豊富な経験と幅広い知見を有しております。当該経験及び知見を活かして、専門的な観点から当社の経営について取締役の職務執行に対する監督・助言等いただくこと及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与・監督等いただくことを期待し、社外取締役候補者とするものです。

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 斎藤政賢氏、神尾大地氏及び宇佐美敦子氏は社外取締役候補者であります。
3. 斎藤政賢氏及び神尾大地氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって斎藤政賢氏が5年、神尾大地氏が6年であります。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 当社は、現在斎藤政賢氏及び神尾大地氏と責任限定契約を締結しており、当該責任限定契約の内容の概要は29頁に記載のとおりであります。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、宇佐美敦子氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- (2) 当社は、現在斎藤政賢氏及び神尾大地氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、宇佐美敦子氏は、同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 社外役員の独立性判断基準

当社の社外役員について、以下のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性を有しているものと判断します。

- 1. 当社及び当社の連結子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者（＊１）又はその就任の前の10年間に於いてそうであった者
- 2. 当社グループを主要な取引先（＊２）とする者又はその業務執行者
- 3. 当社グループの主要な取引先（＊２）又はその業務執行者
- 4. 当社グループの主要な借入先（＊３）の業務執行者
- 5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（＊４）を得ている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
- 6. 当社グループの主要株主（＊５）又はその業務執行者
- 7. 当社グループが主要株主（＊５）となっている者又はその業務執行者
- 8. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
- 9. 過去３事業年度において、上記２．～８．に該当する者
- 10. 独立役員としての通算の在任期間が12年を超える者
- 11. 上記１．～10．の配偶者又は二親等以内の親族
- 12. その他、当社グループと利益相反関係が生じるなど、独立性を有する社外役員としての職務を遂行することができない特段の事情を有している者

- ＊１：「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人をいう。
- ＊２：「主要な取引先」とは、当社グループが直近事業年度における当社の年間連結売上高の２％を超える支払をしている又は支払を受けている取引先をいう。
- ＊３：「主要な借入先」とは、当社グループが借入を行っている金融機関であり、その借入金残高が当事業年度末において当社グループの連結総資産の２％を超えるものをいう。
- ＊４：「多額の金銭その他の財産」とは、過去３事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上のもの、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入金額の２％を超えるものをいう。
- ＊５：「主要株主」とは、直近事業年度末において総議決権割合の10％以上を保有する株主をいう。

第3号議案

退任取締役に対し退職慰労金支給の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます中溝敏郎氏に対し、在任中の労に報いるため当社の定める基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を支給いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、支給の時期及び方法については取締役会の協議に御一任願いたいと存じます。

また、本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規程に沿って、取締役会の審議を経て決定しており、相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
中 溝 敏 郎	2010年6月 当社取締役 2019年4月 当社専務取締役（現任）

第4号議案

取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2013年6月27日開催の第58回定時株主総会において、取締役は「年額300百万円以内」と決議いただき今日に至っておりますが、取締役の賞与を含めた報酬等の額を「年額600百万円以内」と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まないものとしたしたいと存じます。

また、本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会の審議を経て決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役は2名）であります。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役は3名）となります。

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による二度にわたる緊急事態宣言で、社会・経済活動の急速な停滞の影響があったことから極めて厳しい状況となりました。一度目の緊急事態宣言の解除後は、個人消費に持ち直しの動きがみられたものの、12月以降の急速な感染拡大により緊急事態宣言が再発令されるなど、先行きについても当面の間は不透明な状況が続くと見込まれます。

当社グループを取り巻く建設業界におきましては、公共投資が堅調に推移した一方で、民間建設投資においては年度末にかけて下げ止まりの傾向は見られたものの、年間を通しては企業収益の悪化や景気の先行き不透明感の高まりから設備投資は大きく減少しました。

このような状況の下で、当連結会計年度における当社グループの経営成績は以下のとおりとなりました。

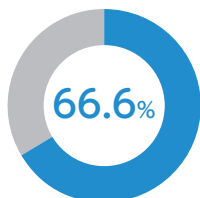
売上高は、商品販売事業において新型コロナウイルス感染症の感染拡大による短納期案件需要減等の影響があり、109,650百万円(前連結会計年度比6.4%減)となりました。利益面につきましては、商品販売事業及び工事事業の利益率上昇により売上総利益は増加しましたが、人件費等の販売費及び一般管理費が増加したことにより営業利益は6,176百万円(前連結会計年度比4.5%減)となりました。一方、前連結会計年度において発生したデリバティブ損失が当連結会計年度において発生していないなどの要因により経常利益は6,806百万円(前連結会計年度比1.4%増)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は4,795百万円(前連結会計年度比0.7%増)となりました。

	第65期 (19/4～20/3)	第66期 (20/4～21/3)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	117,141	109,650	△7,491	6.4%減
営業利益	6,464	6,176	△288	4.5%減
経常利益	6,714	6,806	92	1.4%増
親会社株主に帰属する当期純利益	4,763	4,795	32	0.7%増

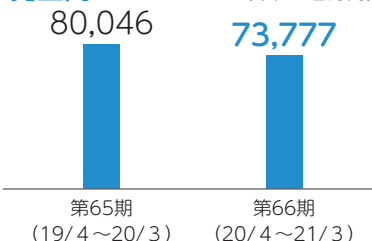
企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

商品販売事業 売上高 73,777百万円

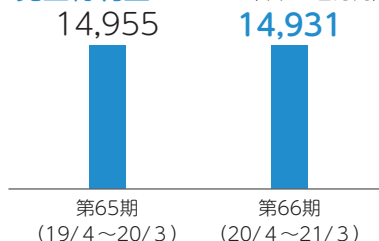
売上高構成比



売上高



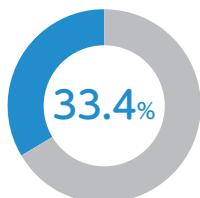
売上総利益



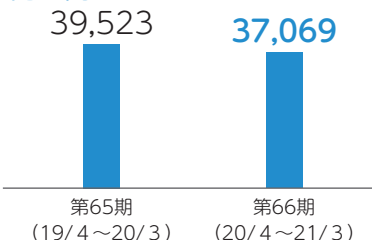
商品販売事業におきましては、空調機器、制御機器、省エネ機器を中心とした設備機器の仕入・販売及びこれに関する据付け工事、アフターサービス等を行っております。昨今の異常気象等を受けた公立学校など公共施設の空調リニューアル需要はあったものの、民間企業収益の悪化を受け短納期案件の需要が減少したこと等により、売上高は737億77百万円（前連結会計年度比7.8%減）となりました。利益面では相対的に利益率の高い空調機器の保守メンテナンス需要が伸長したことにより売上総利益は149億31百万円（前連結会計年度比0.2%減）となりました。

工事業 売上高 37,069百万円

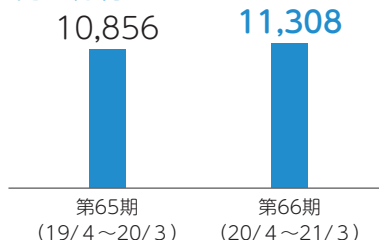
売上高構成比



売上高



売上総利益



工事業におきましては、計装工事のほか各種工事の設計・施工及び保守を行っております。主力の計装工事本体が短納期案件の需要減等による影響で売上高は370億69百万円（前連結会計年度比6.2%減）となったものの、相対的に利益率の高い計装システムの保守メンテナンス需要が伸長したことや、技術力の高い社員の育成が順調に進んでいることによる原価低減効果もあり、売上総利益は113億08百万円（前連結会計年度比4.2%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、基幹システム更新のために2,115百万円の設備投資を行なっております。

③ 資金調達の状況

当期中、特記すべき資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

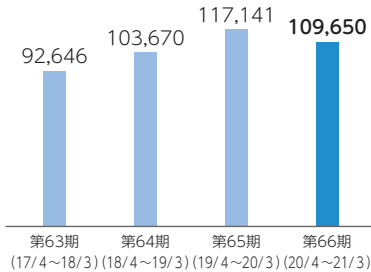
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

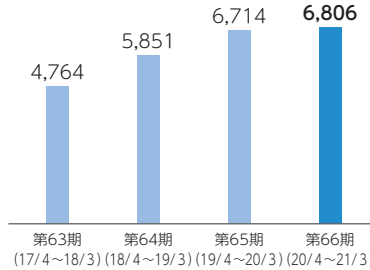
当連結会計年度の該当事項はありません。なお、当社は2021年5月11日開催の取締役会決議に基づき、Quantum Automation Pte Ltd の株式を取得し、同社及びその子会社を当社の子会社にすることを決定しました。本件譲渡は、2021年9月下旬を予定しております。

(2) 財産及び損益の状況

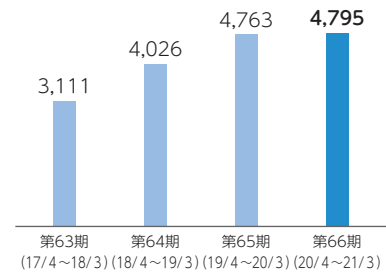
売上高 (単位：百万円)



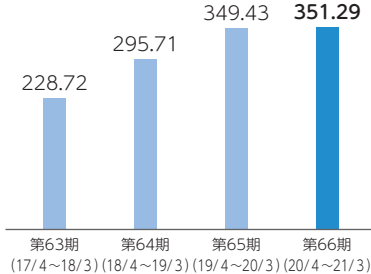
経常利益 (単位：百万円)



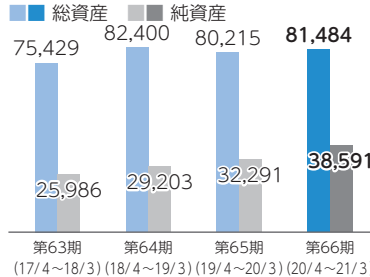
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



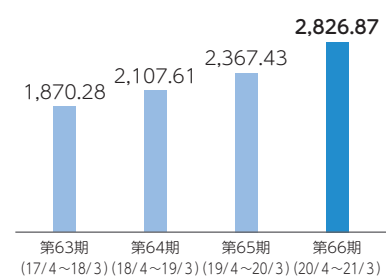
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



		第63期 (17/4～18/3)	第64期 (18/4～19/3)	第65期 (19/4～20/3)	第66期 (当期) (20/4～21/3)
売上高	(百万円)	92,646	103,670	117,141	109,650
経常利益	(百万円)	4,764	5,851	6,714	6,806
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,111	4,026	4,763	4,795
1株当たり当期純利益	(円)	228.72	295.71	349.43	351.29
総資産	(百万円)	75,429	82,400	80,215	81,484
純資産	(百万円)	25,986	29,203	32,291	38,591
1株当たり純資産額	(円)	1,870.28	2,107.61	2,367.43	2,826.87

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
日本ビルコン株式会社	100	100	空調機器の保守、管工事の施工
アイ・ビー・テクノス株式会社	50	100	計装工事の施工
東テク北海道株式会社	130	100	空調機器の販売・保守・管工事の施工
北日本計装株式会社	20	100	計装工事の施工
東テク電工株式会社	100	100	電気工事の施工
鳥取ビルコン株式会社	20	100	管工事の施工

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の拡大による社会・経済活動の急速な停滞の影響から、当社グループを取り巻く経営環境も、当面の間は不透明な状況が続くと見込まれます。

かかる見通しの下、当社グループは持続的な成長へ向けて次の諸施策を推進してまいります。

①コア事業の強化

当社グループは、設備機器の販売及び計装工事、そして納入・施工後の保守、リニューアルまで、建物設備のライフサイクルに合わせた商品・サービスを提供しております。これまで、各事業の相互補完によって企業価値と収益力を高めてまいりましたが、今後もコア事業に注力し、更なる商材・サービスの拡充、業容の拡大、利益率の追求を図ってまいります。

②保守・ソリューション事業の伸展

設備工事市場は、総じて新規投資が横ばいの中で、維持・リニューアル投資が拡大傾向にあります。そのような中で、当社グループが保有する保守メンテナンス先の更なる拡大を図るとともに、保守メンテナンス先にて把握したエンドユーザーのニーズをしっかりと捉え、リニューアル・ソリューション事業を強化してまいります。

③持続可能な社会への貢献

当社グループは、設備機器の制御と効率化や省エネ・創エネ事業によって環境問題に対応してまいりました。今後も、高効率の設備機器の推進、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーシステムの普及、ESCO事業・各種省エネルギー補助金の活用などによる建物全体のエネルギー効率化に関するソリューションの推進、冷媒の適切な処理などを通じて脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

また、自然災害や感染症リスクが高まる中、誰もが安心して暮らせる社会が求められています。これらのニーズに対して、非常用発電機、V2X関連機器、換気設備・システムなどBCP対策に資する商品やサービスを提供することでレジリエントな社会の実現に貢献してまいります。

④海外事業の拡大

当社グループが持続的な成長を続けていくためには、高い経済成長と旺盛な建設需要が期待される東南アジア地域への進出と、それによる収益機会の拡大が重要であると認識しております。すでに事業を展開しているインドネシア現地法人の業容拡大、シンガポールやベトナム等への進出も実現し、当社グループの海外事業を推進してまいります。

⑤人材への投資

多様な人材が集まり活躍できる企業グループを目指し、柔軟な働き方など、あらゆる人材の活躍を推進・支援するための制度の拡充や人材の確保・教育を強化し、全ての社員が力を最大限発揮できるような安全安心な職場づくりに取り組んでまいります。

⑥ガバナンスの強化

当社グループは、株主の皆さまをはじめとするすべてのステークホルダーの皆さまからの信頼に応えるため、コーポレート・ガバナンス・コードに準拠したガバナンス体制の推進、コンプライアンス教育の徹底など経営の透明性・健全性・効率性向上に向けた取組みを強化してまいります。

株主の皆さまには、何卒今後とも一層のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは商品販売事業として空調機器、省エネ機器、制御機器の仕入・販売及びこれに関連する据付作業、アフターサービス等と、工事業として計装・電気工事ほか各種工事の設計・施工を主な事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

本社	東京都中央区
支店	大阪(大阪市)、東北(仙台市)、新潟(新潟市)、横浜(横浜市)、九州(福岡市)
営業所	青森(青森市)、盛岡(盛岡市)、秋田(秋田市)、郡山(郡山市)、長野(長野市)、長岡(長岡市)、水戸(水戸市)、宇都宮(宇都宮市)、千葉(千葉市)、埼玉(さいたま市)、群馬(高崎市)、静岡(静岡市)、名古屋(名古屋市)、京都(京都市)、神戸(神戸市)、広島(広島市)、岡山(岡山市)、松山(松山市)、北九州(北九州市)、長崎(長崎市)、熊本(熊本市)、大分(大分市)、宮崎(宮崎市)、鹿児島(鹿児島市)、沖縄(那覇市)

② 子会社

名称	事業所・工場
日本ビルコン株式会社	本社(東京都墨田区)、他6支社・44営業拠点・4テクニカルセンター
アイ・ビー・テクノス株式会社	本社(東京都世田谷区)、他8営業所
東テク北海道株式会社	本社(札幌市)、他北海道内に5営業所・1サービスステーション
北日本計装株式会社	本社(八戸市)、仙台支店(仙台市)、他3営業所
東テク電工株式会社	本社(千葉市)
鳥取ビルコン株式会社	本社(鳥取市)

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
商品販売事業	897 (14)	+87 (△1)
工事業	925 (3)	△19 (0)
全社 (共通)	265 (11)	+16 (△1)
合 計	2,087 (28)	+84 (△2)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及びアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数 (名)	前事業年度末比増減 (名)	平均年齢	平均勤続年数
1,000 (13)	+41 (+2)	40歳11カ月	11年8カ月

- (注) 1. 使用人数には、子会社などからの出向者が含まれております。
2. 使用人数は就業員数であり、パート及びアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	4,790
株式会社三井住友銀行	2,980
株式会社三菱UFJ銀行	2,563

(注) 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 46,308,000株
- ② 発行済株式の総数 13,988,000株
- ③ 株主数 3,004名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本レイ株式会社	1,760	12.87
ダイキン工業株式会社	1,000	7.31
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	883	6.46
東テクグループ従業員持株会	867	6.34
株式会社みずほ銀行	670	4.90
株式会社三井住友銀行	670	4.90
住友商事株式会社	631	4.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	406	2.97
草野和幸	392	2.87
昭和鉄工株式会社	378	2.76

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	草 野 和 幸	
代表取締役社長	長 尾 克 己	
専務取締役	中 溝 敏 郎	専務執行役員 経営管理本部長
取締役	小 山 馨	常務執行役員 計装事業統括部長
取締役	斎 藤 政 賢	
取締役	神 尾 大 地	神尾綜合法律事務所 所長
常勤監査役	市 川 勝	
監査役	鈴 木 竹 夫	鈴木竹夫公認会計士・税理士事務所 所長
監査役	荒 田 和 人	トモシアホールディングス㈱ 常勤監査役 原田工業㈱ 社外監査役

- (注) 1. 取締役斎藤政賢氏及び神尾大地氏は、社外取締役であります。
2. 取締役斎藤政賢氏は、2020年12月31日付で東京建物株式会社の顧問及び東京不動産管理株式会社の顧問を退任いたしました。
3. 監査役鈴木竹夫氏及び荒田和人氏は、社外監査役であります。
4. 監査役鈴木竹夫氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役荒田和人氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役斎藤政賢氏及び神尾大地氏並びに監査役荒田和人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	299 (21)	219 (21)	80 (－)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	45 (15)	37 (15)	8 (－)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	345 (36)	257 (36)	88 (－)	9 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2013年6月27日開催の第58回定時株主総会において年額300百万円以内（但し、使用人分給与及び賞与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2013年6月27日開催の第58回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役2名）です。
4. 基本報酬額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額55百万円（取締役6名に対し48百万円（うち社外取締役2名に対し2百万円）、監査役3名に対し6百万円（うち社外監査役2名に対し2百万円））。
5. 賞与額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額22百万円（取締役4名に対し20百万円、監査役1名に対し2百万円）。

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月19日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等の内容にかかる決定方針は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬にかかる基本方針は、取締役が継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、当社の価値の増大に資することを狙いとして構築すること、また、個々の取締役の報酬の決定に際して、各役位・職責を踏まえた適正な水準とすることとしております。具体的には、常勤取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と単年度業績等に応じて決定される賞与にて構成されており、経営の監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみを支給しております。

また、株主の皆様と意識を共有し企業価値向上に向けた継続的インセンティブとなるよう株式累積投資制度を導入しており、各役位・職責に相応しい自社株式の取得及びその継続的な保有を行っております。

b. 基本報酬及び賞与の個別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、各役位・職責に応じて、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定し、毎月固定額を支給します。また、当社の取締役の賞与は、当社の単年度の業績をもとに決定し、毎年一定の時期に支給します。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の報酬については、株主総会で承認された年間報酬総額の範囲内で、経営成績、財務状況及び経済情勢を考慮の上、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において決定しております。

八. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係（2021年3月31日現在）

区分	氏名	兼職先と兼職の状況
取締役	神 尾 大 地	神尾綜合法律事務所 所長
監査役	鈴 木 竹 夫	鈴木竹夫公認会計士・税理士事務所 所長
	荒 田 和 人	トモシアホールディングス(株) 常勤監査役 原田工業(株) 社外監査役

- (注) 1. いずれの法人等と当社の間には、特別な関係はありません。
2. 取締役斎藤政賢氏は、東京建物株式会社の顧問でありましたが、2020年12月31日付で退任いたしました。当社は同社との間にコンサルタント業務に関する取引関係がありますが、当社と東京建物株式会社との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立役員として適任であると判断しております。
3. 取締役斎藤政賢氏は、東京不動産管理株式会社の顧問でありましたが、2020年12月31日付で退任いたしました。当社は同社との間にビル管理業務等に関する取引関係がありますが、当社と東京不動産管理株式会社との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立役員として適任であると判断しております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	斎藤 政賢 (独立役員)	当期開催の取締役会14回のうち全ての回に出席いたしました。他社での豊富な企業経営経験と高い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言・提言を行ない社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
	神尾 大地 (独立役員)	当期開催の取締役会14回のうち全ての回に出席しており、弁護士としての豊富な経験と知見に基づき適宜質問をし意見を述べており、取締役機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。
監査役	鈴木 竹夫	当期開催の取締役会14回のうち全ての回に出席し、また監査役会12回のうち全ての回に出席しており、公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。
	荒田 和人 (独立役員)	当期開催の取締役会14回のうち全ての回に出席し、また監査役会12回のうち全ての回に出席しており、企業監査の豊富な経験や公認会計士としての知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。

(注) 上記の取締役会の開催回数の他、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	58
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58

(注) 1. 当社と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、社内各部門に対する定期的監査を実施し、不正の発覚、防止と業務改善に努める。

「コンプライアンス推進委員会」を設置し、取締役及び使用人が法令、企業倫理、社内規程の遵守の観点から適切な日常活動を取り続けるよう、当社グループ全体のコンプライアンスを統括する。また、「企業行動憲章」を制定するとともに役職員への啓蒙教育を行う。

コンプライアンスに関する相談窓口として社内・社外の窓口を備えた内部通報制度を設け、違法、不当と考えられる行為を発見した場合に直ちに相談できる体制を構築するとともに通報者に不利益が及ばないようにする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

業務の運営に対して、情報の保存、管理に関する社内規程を有しており、取締役の職務執行に関しても当該社内規定に基づいて処理を行う。取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務執行にかかる重要な文書の保存については、文書管理基準表に則り管理を行う体制としている。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険（リスク）を適切に認識・評価するため、リスク管理に関する規程を設け、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理システムを整備する。

また、リスク管理委員会を組成し、重大リスクの未然防止、再発防止、迅速な対応に資するとともに、法令改正等、事業環境の急激な変化に対応すべく機動的な運営を図るものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

月例の取締役会を基本としつつ、経営上の重要事項については事前に経営会議で議論し、その審議を経て取締役会へ付議する体制とする。

また、当社グループの目標として、中期経営計画及び年次経営計画を設定し、各部門の執行状況について上記各会議で定期的に報告させ、具体的な施策の展開を促していくものとする。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

グループ会社については当社「関係会社管理規程」に基づき経営管理本部にて一元管理する。コンプライアンス上の問題については、前記「コンプライアンス推進委員会」の指揮下に入るほか、各社監査役と当社内部監査室の定期並びに適宜の監査を行うことにより業務の適正を確保するものとする。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。この場合当該使用人の任命・異動は監査役会の同意を必要とするものとし、監査役の指揮命令下での職務の執行の評価については監査役の意見を尊重して行うものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は当社及びグループ各社の業績または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社及びグループ会社に損害を及ぼす事実を知った時は遅滞なく報告するものとする。前記にかかわらず、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとする。なお、監査役に報告をした当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならない。

また、監査役は取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用債務の処理に係る方針

当社グループは、監査役が職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合、速やかに当該費用の支払を行う。

⑨ 反社会的勢力に対する体制

反社会的勢力とみなされる個人・団体とは、その不当な要求に屈することなく、また、あいまいな関係を持つことなく毅然とした態度で対応するものとする。

「企業行動憲章」に反社会的勢力への姿勢を定めており、周知徹底するものとする。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 取締役会は社外取締役2名を含む取締役6名で構成し、監査役3名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督しました。また、取締役会は執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行しました。
- ② 子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。
- ③ コンプライアンス推進委員会において法令・社内規定等の遵守状況を審議した上で、必要に応じてコンプライアンス体制を見直しました。また、当社グループの役職員にコンプライアンス推進委員会が編集・発行した「コンプライアンス・ガイドブック」を配布するとともに社内イントラネットを通じて定期的に情報を発信し意識付けを行いました。さらに、コンプライアンス研修会を実施するなど、コンプライアンス意識の向上に継続して取り組みました。
- ④ 内部監査室は、内部監査計画に基づき内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に監査を実施しました。監査の結果及び改善状況については、代表取締役に報告しました。
- ⑤ 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

また、常勤監査役は、稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、経営会議、コンプライアンス推進委員会等の重要会議に出席し必要な意見を述べました。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社は、1955年7月の創業以来、冷熱機器を中心とした設備関連機器とそれらの制御技術を提供する専門商社として、事業規模を拡大してまいりました。今後においても、設備機器やビルオートメーションシステムに関する技術力を発揮するとともに保守・メンテナンス事業を充実させ、総合的なサービスを提供できる体制の維持・拡充を図っていくことで、安定的な成長と企業価値の向上を目指す所存であります。このためには、専門的な知識や営業ノウハウを備え、当社の独自性を十分理解した者が、中長期的な視点によって経営を行っていくことが必要と考えております。

現時点で、当社は、当社の株式の大量取得を行う者に対して、これを防止するための具体的な取り組み（買収防衛策）を定めておりませんが、当社株式を大量に取得しようとする者が出現し、当該大量取得が不適切な者によると判断される場合には、社外の専門家も交え、当該取得者の取得目的、提案内容等を、上記方針および株主共同の利益等に照らして慎重に判断し、具体的な対抗措置の内容等を速やかに決定し実行する所存であります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第66期 2021年3月31日現在
(資産の部)	
〔流動資産〕	(45,212)
現金及び預金	5,045
受取手形及び売掛金	27,138
電子記録債権	7,957
たな卸資産	1,733
未収入金	3,262
その他	126
貸倒引当金	△52
〔固定資産〕	(36,272)
(有形固定資産)	(16,428)
建物及び構築物	10,127
土地	8,111
リース資産	1,013
建設仮勘定	15
その他	843
減価償却累計額	△3,683
(無形固定資産)	(3,596)
のれん	1,131
ソフトウェア	2,077
ソフトウェア仮勘定	68
その他	318
(投資その他の資産)	(16,247)
投資有価証券	12,233
繰延税金資産	299
その他	3,978
貸倒引当金	△263
資産合計	81,484

科目	第66期 2021年3月31日現在
(負債の部)	
〔流動負債〕	(32,012)
支払手形及び買掛金	12,293
電子記録債務	6,242
短期借入金	6,108
1年内償還予定社債	28
未払法人税等	1,504
未成工事受入金	422
賞与引当金	2,305
役員賞与引当金	43
その他	3,063
〔固定負債〕	(10,880)
社債	32
長期借入金	7,913
繰延税金負債	993
役員退職慰労引当金	959
退職給付に係る負債	319
その他	661
負債合計	42,893
(純資産の部)	
〔株主資本〕	(33,175)
資本金	1,857
資本剰余金	2,081
利益剰余金	29,397
自己株式	△160
〔その他の包括利益累計額〕	(5,416)
その他有価証券評価差額金	5,251
退職給付に係る調整累計額	164
純資産合計	38,591
負債純資産合計	81,484

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第66期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売上高	109,650
売上原価	83,392
売上総利益	26,257
販売費及び一般管理費	20,081
営業利益	6,176
営業外収益	864
受取利息	7
受取配当金	204
仕入割引	349
受取補償金	211
雑収入	90
営業外費用	234
支払利息	97
手形売却損	6
貸倒引当金繰入額	17
支払保証料	61
雑損失	51
経常利益	6,806
特別利益	406
投資有価証券売却益	406
特別損失	35
投資有価証券評価損	15
減損損失	20
税金等調整前当期純利益	7,177
法人税、住民税及び事業税	2,336
法人税等調整額	45
当期純利益	4,795
親会社株主に帰属する当期純利益	4,795

連結株主資本等変動計算書

第66期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,857	2,081	25,696	△ 184	29,449
当期変動額					
剰余金の配当			△ 1,094		△ 1,094
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,795		4,795
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分				24	24
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	3,700	24	3,725
当期末残高	1,857	2,081	29,397	△ 160	33,175

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	3,048	△ 206	2,841	32,291
当期変動額				
剰余金の配当				△ 1,094
親会社株主に帰属する 当期純利益				4,795
自己株式の取得				△ 0
自己株式の処分				24
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,202	371	2,574	2,574
当期変動額合計	2,202	371	2,574	6,300
当期末残高	5,251	164	5,416	38,591

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第66期 2021年3月31日現在
(資産の部)	
〔流動資産〕	(35,039)
現金及び預金	1,224
受取手形	2,697
電子記録債権	7,427
売掛金	14,599
完成工事未収入金	5,026
たな卸資産	1,356
前払費用	69
未収入金	2,653
その他	36
貸倒引当金	△51
〔固定資産〕	(33,725)
(有形固定資産)	(12,238)
建物	7,101
土地	6,124
リース資産	883
その他	843
減価償却累計額	△2,714
(無形固定資産)	(2,417)
ソフトウェア	2,037
ソフトウェア仮勘定	67
その他	311
(投資その他の資産)	(19,069)
投資有価証券	10,936
関係会社株式	4,786
関係会社長期貸付金	347
長期未収入金	305
破産・更生債権等	13
長期預け金	2,384
その他	559
貸倒引当金	△262
資産合計	68,764

科目	第66期 2021年3月31日現在
(負債の部)	
〔流動負債〕	(28,734)
支払手形	1,083
電子記録債務	6,240
買掛金	6,763
工事未払金	1,857
短期借入金	3,542
1年内返済予定の長期借入金	4,598
未払金	740
未払費用	821
未払法人税等	906
前受金	395
未成工事受入金	266
賞与引当金	1,267
役員賞与引当金	22
その他	228
〔固定負債〕	(9,425)
長期借入金	6,986
退職給付引当金	85
役員退職慰労引当金	806
繰延税金負債	964
その他	582
負債合計	38,160
(純資産の部)	
〔株主資本〕	(26,042)
資本金	1,857
資本剰余金	2,048
資本準備金	1,829
その他資本剰余金	218
利益剰余金	22,297
利益準備金	183
その他利益剰余金	22,113
別途積立金	13,005
繰越利益剰余金	9,108
自己株式	△160
〔評価・換算差額等〕	(4,561)
その他有価証券評価差額金	4,561
純資産合計	30,603
負債純資産合計	68,764

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第66期
	2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売上高	83,920
商品売上高	61,876
完成工事高	22,000
売電事業売上高	43
売上原価	68,875
商品売上原価	53,791
完成工事原価	15,058
売電事業売上原価	24
売上総利益	15,045
販売費及び一般管理費	10,828
営業利益	4,216
営業外収益	907
受取利息	3
受取配当金	259
仕入割引	344
不動産賃貸料	55
受取補償金	211
雑収入	31
営業外費用	182
支払利息	88
貸倒引当金繰入額	17
不動産賃貸原価	16
支払保証料	46
雑損失	14
経常利益	4,941
特別利益	406
投資有価証券売却益	406
特別損失	11
投資有価証券評価損	11
税引前当期純利益	5,335
法人税、住民税及び事業税	1,520
法人税等調整額	41
当期純利益	3,774

株主資本等変動計算書

第66期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本															
	資本金	資本剰余金				利益剰余金				自己株式	株主資本 合計					
		資 準	本 備	そ の 資 剰	の 余 本 金	資 剰 合	余 本 金 計	利 準	益 備			益 金	その他利益剰余金		利 剰 合	余 益 金 計
													別 積	途 立 金		
当期首残高	1,857	1,829		218	2,048		183		12,005	7,428	19,617	△ 184	23,337			
当期変動額																
別途積立金の積立									1,000	△ 1,000	－		－			
剰余金の配当										△ 1,094	△ 1,094		△ 1,094			
当期純利益										3,774	3,774		3,774			
自己株式の取得												△ 0	△ 0			
自己株式の処分												24	24			
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）																
当期変動額合計	－	－		－	－		－		1,000	1,680	2,680	24	2,704			
当期末残高	1,857	1,829		218	2,048		183		13,005	9,108	22,297	△ 160	26,042			

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	2,687	26,025
当期変動額		
別途積立金の積立		－
剰余金の配当		△ 1,094
当期純利益		3,774
自己株式の取得		△ 0
自己株式の処分		24
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	1,874	1,874
当期変動額合計	1,874	4,578
当期末残高	4,561	30,603

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

東テク株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 一 宏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廣 瀬 美智代 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東テク株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東テク株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

東テフ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 一 宏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廣 瀬 美智代 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東テフ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び会計監査人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月26日

東テク株式会社 監査役会
常勤監査役 市 川 勝 ㊞
社外監査役 鈴 木 竹 夫 ㊞
社外監査役 荒 田 和 人 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場

東テクグループ本社10階
東京都中央区日本橋本町三丁目11番11号 TEL 03-6632-7000

交 通

- ① J R 総武快速線「新日本橋駅」5番出口より徒歩3分
- ② 東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前駅」A9番出口より徒歩7分
- ③ 東京メトロ日比谷線「小伝馬町駅」3番出口より徒歩4分



東テクグループ本社



株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産・懇親会のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。